



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2010年10月1日

トピックス 「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」の報告書

9月7日に、厚生労働省から、「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」で決められた内容の報告書が公表されました。これによって来年度からの健康診断が少し変わります。概要をまとめましたので、是非、お読み下さい。

メンタルヘルス対策の基本的な方針

- ・労働者のプライバシーが保護されること
- ・事業者にとって容易に導入でき、また、労働者にとって安心して参加できること
- ・労働者が、健康の保持に必要な措置を超えて、人事、処遇等で不利益を被らないこと
- ・必要な場合には専門家につなぐことができること、職場においてメンタルヘルス不調の正しい知識の普及が図られること等

具体的な枠組み

1. 一般定期健康診断に併せて医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認、必要と認められるものについて医師による面接を受けられるしくみの導入

一般定期健康診断の実施に併せて、ストレスに起因する身体的・心理的な症状・不調などについて医師が確認し、医師が必要と認める場合には、労働者が医師の面接を受けられるようにしてください。

2. 医師は労働者のストレスに関連する症状・不調の状況、面接の要否等について事業者に通知しない

個人情報保護の観点から、労働者のストレスに関連する症状・不調の状況及び面接の要否等については事業者には伝わらないようにしてください。

3. 医師による面接の結果、必要な場合には労働者の同意を得て事業者意見を出す

面接を行った医師は、労働者のストレスの状況などから必要と認める場合には、労働者の同意を得た上で、事業者に対し時間外労働の制限、作業の転換等について意見を述べるようにしてください。

4. 健康保持に必要な措置を超えて人事・処遇等において不利益な取扱いを行ってはならない

事業者は医師の意見を考慮して、時間外労働の制限等の措置を講じる場合、「医師の意見の具体的内容によるものとする」「労働者の理解を得るための話し合いを実施すること」「医師の意見の内容を労働者に明示すること」に留意してください。また、事業者は健康確保に必要な措置を超えた不利益な取扱いを行ってはなりません。

これによって、一般定期健康診断のしくみが変更されることはありません。来年度からは、一般定期健康診断の実施にあわせて「食欲がない」「よく眠れない」「ゆううつだ」「イライラしている」などのストレスに関連する自覚症状、他覚症状の有無を医師が確認できるようにする必要があります。

不安な点、よく分からない点がございましたら、当事務所までお気軽にご相談下さい。

トピックス

3年以内既卒者に関する2つの新しい助成金情報

最近、「卒業後3年間は新卒扱いで雇うようにしよう」「雇ってくれた企業には助成金を出そう」という話がありましたが、厚生労働省のサイトに、2つの助成金のチラシがアップされておりました。どちらも求人票の段階から手続きが必要ですから、「使えそうだ!」と思ったら、まずはつちはし事務所にご相談ください。

【3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金】

・奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

・奨励金支給額正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給

【3年以内既卒者トライアル雇用奨励金】

・奨励金の支給対象となる事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヵ月間の有期雇用として雇い入れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主。

「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用契約を行う求人です。

・奨励金支給額

有期雇用期間(原則3ヵ月)・・・対象者1人につき月額10万円(最大30万円)

有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円(雇入れから3ヵ月経過後に支給)

有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

両方とも平成24年3月までの暫定措置です。

トピックス

平成22年度の最低賃金 徳島県は645円に

本年8月6日に中央最低賃金審議会が提示した答申を踏まえて、各地方最低賃金審議会において調査・審議が行われ、9月9日までに、すべての地方最低賃金審議会でも答申がありました(概要は下記のとおり)。

・徳島県の最低賃金は645円(昨年度633円) 効力発生予定日は平成22年10月16日。

- ・ 全国の加重平均額は730円(昨年度713円)。引上げ額は時間額10円~30円で、現在の仕組みになった平成14年度以降、最大の全国加重平均17円の引上げ。最低賃金額の分布は、最低642円(鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島及び沖縄県の8県)から、最高821円(東京都)まで。

あとがき つちはし事務所より

1. 先月号でもお知らせした通り、9月より厚生年金保険料の料率が16.058%と変更されています。保険料を翌月控除している事業所様は、10月分の給与計算からの変更となります。算定基礎届による、標準報酬月額の変更についても同じ月からになりますので、お気をつけください。
2. 民主党政権になった影響か、今年の最低賃金は、近年にない大幅アップとなっています。時給の設定が645円より低い場合や、通勤手当等を除いた月給額が11万2000円より低い場合は、最低賃金を下回る可能性がありますので、10月16日以降については、賃金の見直しをお願いいたします。不明な点がございましたら、つちはし事務所までご相談ください。
3. 職場のメンタルヘルス対策されてますか? つちはし事務所では、従業員さんや管理職向けの、職場のメンタルヘルスの研修等も行っております。お気軽にご相談ください。